

議案第75号

大口町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

大口町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和4年11月30日提出

大口町長 鈴木雅博

(提案理由)

この案を提出するのは、地方公務員法の改正に伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

## 大口町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

大口町職員の育児休業等に関する条例（平成4年大口町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 大口町職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第9条に次の1号を加える。

- (3) 大口町職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第16条の表第7条第1項の項を削り、同表第15条第2項第2号の項及び第16条第3項及び第4項ただし書の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第18条の表第15条第2項第2号の項及び第16条第3項及び第4項ただし書の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第24条の2の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第19条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第20条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

附則に次の1項を加える。

- 3 育児短時間勤務職員（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第17条の規定による勤務をすることとなった職員を含む。）に対する大口町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年大口町条例第号）による改正後の大口町職員の給与に関する条例（昭和36年大口村条例第

4号) 附則第19項の規定の適用については、同項中「) とする」とあるのは、  
「) に、大口町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年大口町条例第1号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

大口町職員の育児休業等に関する条例の一部改正新旧対照表

新			旧		
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 大口町職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p><u>(4) 略</u></p> <p><u>(5) 略</u></p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第9条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 大口町職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(育児短時間勤務職員等についての給与条例の特例)</p> <p>第16条 略</p>			<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p><u>(4) 略</u></p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第9条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(育児短時間勤務職員等についての給与条例の特例)</p> <p>第16条 略</p>		
略	略	略	略	略	略
第15条第2項第2号	<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第17条の規定による勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職	第15条第2項第2号	<u>再任用短時間勤務職員</u>	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第17条の規定による勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職
			第7条第1項	とする	に、算出率を乗じて得た額とする

新			旧		
		員等」という。)			員等」という。)
第16条第3項及び第4項ただし書	定年前再任用短時間勤務職員	育児短時間勤務職員等	第16条第3項及び第4項ただし書	再任用短時間勤務職員	育児短時間勤務職員等
略	略	略	略	略	略
(短時間勤務職員についての給与条例の特例) 第18条 略			(短時間勤務職員についての給与条例の特例) 第18条 略		
略	略	略	略	略	略
第15条第2項第2号	定年前再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により採用された職員（以下「短時間勤務職員」という。)	第15条第2項第2号	再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により採用された職員（以下「短時間勤務職員」という。)
第16条第3項及び第4項ただし書	定年前再任用短時間勤務職員	短時間勤務職員	第16条第3項及び第4項ただし書	再任用短時間勤務職員	短時間勤務職員
第24条の2	定年前再任用短時間勤務職員	短時間勤務職員	第24条の2	再任用職員	短時間勤務職員
(部分休業をすることができない職員) 第19条 略 (1) 略 (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して町長が規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。） (部分休業の承認)			(部分休業をすることができない職員) 第19条 略 (1) 略 (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して町長が規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。） (部分休業の承認)		
第20条 部分休業（育児休業法第19条第1			第20条 部分休業（育児休業法第19条第1		

新	旧
<p>項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、正規の勤務時間(大口町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年大口町条例第1号。以下「勤務時間条例」という。)第2条から第5条までに規定する勤務時間(非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。)にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)をいう。)の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2・3 略</p> <p>附 則</p> <p>1・2 略</p> <p>3 <u>育児短時間勤務職員(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第17条の規定による勤務をすることとなった職員を含む。)</u>に対する大口町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和4年大口町条例第 号)による改正後の大口町職員の給与に関する条例(昭和36年大口村条例第4号)附則第19項の規定の適用については、同項中「)とする」とあるのは、「)に、大口町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年大口町条例第1号)第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。</p>	<p>項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、正規の勤務時間(大口町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年大口町条例第1号。以下「勤務時間条例」という。)第2条から第5条までに規定する勤務時間(非常勤職員(再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。)にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)をいう。)の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2・3 略</p> <p>附 則</p> <p>1・2 略</p>

## 改 正 要 旨

### 1 改正の趣旨

地方公務員法の改正により、条例の一部を改正するものです。

### 2 改正の概要

#### (1) 用語の改正

「再任用職員」及び「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改正します。

#### (2) 育児休業及び育児短時間勤務をすることができない職員に、管理監督職勤務上限年齢による降任等の特例により異動期間が延長された管理監督職を占める職員を加えます。（第2条及び第9条関係）

### 3 施行期日

令和5年4月1日から施行します。